

第13章

政府調達

1. ルールの概観

(1) 政府調達の経済的視点及び意義

政府調達とは、政府機関や地方政府等公共セクターが購入又はリースによって行う物品及びサービスの調達を意味する（政府調達協定第1条2項）。

政府調達市場の規模、各国経済に占める割合については、国によっても異なるが、一般的には、GDPの10%から15%程度を占めているともいわれている。従って、政府調達における内外差別的な措置が、自由なモノ・サービスの流れに及ぼす歪曲効果は看過できず、また、近年における経済活動のソフト化、サービス化の進展も勘案すると、その世界経済に及ぼす影響は大きい。

政府調達における国内産品優遇政策は、国家安全保障を目的としたもののほか、特に発展途上国においては、特定産業の保護・育成等の産業政策を目的として行われることが多い。そのような内外差別的な調達は、当該産業政策の目標達成のためには、短期的には一定の貢献をすることになる反面、外国からの入札者を含めた、十分な競争環境の創出が恣意的に妨げられることで、調達サイドにとっては、最低価格かつ最良の物品やサービスの調達を妨げ、ひいては、政府予算の最大限の活用を阻害することとなる。他方、入札サイドにとっては、外国企業の

市場参入の機会が制限されるのはもちろんのこと、自国産業に対しては、過度の保護を行うこととなる結果、被保護産業の自主的な経営努力や製品開発努力等の意欲を損ない、当該産業の弱体化につながることもなり得る。さらには、市場規模が大きい政府調達とリンクする形で国内産業の保護・育成が行われれば、補助金の規律の意義が損なわれ、自由貿易体制における少なからぬ攪乱要因となり得る。

このように政府調達における国内産品優遇政策は、特に調達市場の規模が大きい先進国においては、国際貿易のみならず、自国経済へも相当程度の悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) ルールの背景

前述のとおり、政府調達については、従来から各国とも国家安全保障、国内産業育成等の理由に基づき国内産品を優遇する政策を採用してきており、ガットもこのような現実を踏まえて、その発足時から政府調達を内国民待遇の適用除外としてきた（ガット第3条8項）。

主要な国内産品優遇制度としては、①入札に外国企業を参加させない方法、②国内産品を一定割合使用する者に対して入札価格に競争上の優遇を与える方法、③応札者に対して国内産業の振興を図る観点からの様々な条件を課す方法

等が見られる。

しかしながら、政府調達取引額の大きさからみて、国際貿易に及ぼす影響を無視することはできないとの認識がガットの主要締約国間に広がったため、ケネディ・ラウンド以降は政府調達における国産品優遇が主要な非関税障壁の一つとして取り上げられ、その解決策について議論が続けられた。その結果、1979年に東京ラウンドにおいて内国民待遇及び最恵国待遇並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等を規定する「政府調達に関する協定」（以下「旧政府調達協定」という。）が先進国間で複数国間条約として成立した。

その後、1983年から協定条文の見直し及び適用範囲の拡大を目的として同協定の改訂交渉が開始され、1993年12月、ウルグアイ・ラウンドと同時に新しい「政府調達に関する協定」（以下「新政府調達協定」という。）につき基本合意に達し、この新政府調達協定は、1994年4月のマラケシュ会合における協定参加国の署名を経て、1996年1月1日に発効したが、協定参加国は先進国中心で、少数にとどまっている。

（3）法的規律の概要

旧政府調達協定には、サービスを原則として除く商品の調達に適用範囲が限られること、主として中央政府機関による調達にしか適用されないといった制約も存在していた。

このような状況の下、経済活動のソフト化、サービス化の進展によって適用分野が商品に限定されていることに伴う問題が強く認識されるようになってとともに、より一層の適用範囲・対象機関の拡大が求められたことから、ウルグアイ・ラウンドと並行して、政府調達協定改訂交渉が進められ、適用範囲のサービス調達への拡大及び対象機関の地方政府・政府関係機関への拡大等をその内容とする新政府調達協定が作ら

れた。

新政府調達協定はWTO協定加盟における一括受諾の対象ではなく、現在の協定加盟国は先進国を中心とした13の国・地域（カナダ、香港、EU、韓国、イスラエル、日本、リヒテンシュタイン、ノルウェー、オランダ領アルバ、シンガポール、スイス、米国、アイスランド（EUの拡大に伴い、1995年1月にはオーストリア・フィンランド・スウェーデンの3か国が、2004年5月にはポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー等10か国がEU協定付属書に取り込まれた。）。また、韓国は協定上の経過措置に従い、1997年1月1日から協定の適用を開始した。）にとどまっている。

今後、先進国の積極的な参加はもとより、途上国も含めた広範な参加が望まれる。

①協定の適用除外の解消

各国についての協定の具体的適用範囲、対象機関については、附属書において定められており、主要国のコミットメントの概要は（図表13-1）のとおりであるが、地方政府機関及び政府関係機関・公共事業体に関しては、交渉が難航した結果、相互主義的な除外規定が各国の付表の中で付されている。例えば、米国は、当初、EU等に対して、米国のオファーに見合うオファーがなされない限り、地方政府及び政府関係機関の調達に対して新政府調達協定を適用しないとし、また、EUも、米国等に対し、同様の留保を行うことを表明した。その後、米国・EUは、交渉を継続し、1994年4月13日、協定の適用範囲・対象機関の拡大につき合意に達したが、この合意により、米国・EU間の協定の不適用がある程度撤回されることとなり、協定付属書に所要の修正が施された。また、米国と日本との間においても、当初、付表において地方政府機関及び政府関係機関について協定不適用がそれぞ

れ規定されていたが、日米間で1996年2月、かなりの部分について相互不適用を解消する旨の合意がなされたことを受け、付属書に所要の修正が施された（しかしながら、たとえば、米国は、日本の電源開発が政府調達協定の適用対象機関ではないことを不満としてTVAについては日本との関係では政府調達協定の適用を除外している。）。米国・ノルウェー間においても1996年7月に、米国・スイス間においても1997年5月に、特定分野についての相互の協定不適用の解消が合意されている。このように、交渉を通じて主要国間の部分的不適用状態は徐々に解消されたものの、新政府調達協定の部分的不適用は、同協定に規定されている無差別待遇原則の例外をなすものであり、今後も引き続き、関係国間で調整が行われ、地方政府及び政府関係機関に係る不適用ができる限り撤回されることが望まれる。

＜図表 13－1＞ 主要国のコミットメントの概要

対象機関

	日 本	米 国	E U	カナダ	韓 国
中央政府機関	全ての中央政府機関（立法・司法機関を含む）	全ての中央行政機関	全ての中央政府機関（EU 理事会・委員会を含む）	全ての中央行政機関（一部司法機関を含むが、立法機関は含まない）	ほぼ全ての中央行政機関
地方政府機関	47 都道府県及び 12 政令指定都市	37 州	全ての地方政府機関（市町村レベルを含む）	なし	ソウル特別市等 15 地方政府機関
政府関係機関	70 特殊法人及び 72 独立行政法人	TVA、エネルギー省傘下の機関、セント・ローレンス航路開発公社等の計 11 機関	上水道、電力近郊輸送、港湾及び空港分野の機関	9 つの連邦政府関係企業（Crown Corporation）	韓国産業銀行等 18 機関

（注 1）米国と日本との間では、1996 年 2 月の合意により、当初定められていた地方政府機関・政府関係機関の協定不適用についてかなりの部分を削除した。

（注 2）カナダは、地方政府機関及び地方政府関係機関のオファーを提示しておらず、地方政府機関、政府関係機関について EU、米国、日本との間で不適用となっている。

基準額

(単位=万 SDR)

		日 本	米 国	E U	カナダ	韓 国
①産 品	中央政府機関	13	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20
	政府関係機関	13	18.2(40)	40	35.5	45
②サービス(建設・エンジニアリング・サービスを除く。)	中央政府機関	13	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20
	政府関係機関	13	18.2(40)	40	35.5	45
③建設サービス	中央政府機関	450	500	500	500	500
	地方政府機関	1500	500	500	500	1500
	政府関係機関	1500(450)	500	500	500	1500
④建設・エンジニアリング・サービス	中央政府機関	45	13	13	13	13
	地方政府機関	150	35.5	20	35.5	20
	政府関係機関	45	18.2(40)	40	35.5	45

（注 1）米国は、1994 年 4 月の EU との合意により、TVA、エネルギー省傘下の 5 機関及びセント・ローレンス航路開発公社の計 7 機関に係る基準額を、建設サービスを除き当初オファーの 40 万 SDR から 18.2 万 SDR に引き下げたが、追加オファーしたニューヨーク及びニュージャージー港湾局、ボルチモア港、ニューヨーク電力局については 40 万 SDR を維持。

（注 2）我が国は、政府調達協定に定められている基準額以下の調達についても、中央政府及び政府関係機関においては、自主的な措置として 10 万 SDR 以上の産品・サービスの調達に関して内外無差別・透明性確保等を定めている。

（注 3）我が国は、独立行政法人のオファーについて、建設サービスに係る基準額について 450 万 SDR とし、また、付表 3 注釈 3（市場競争下の日常の営利活動にかかる調達の適用除外）について適用しないこととしている。

（注 4）1 万 SDR は約 1 万 5 千ドル（約 160 万円）

（注 5）「④建設・エンジニアリング・サービス」とは、「③建設サービス」に関連するサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを意味する。

②新協定の概要

改訂交渉においては、適用範囲の拡大だけでなく、9条からなる旧政府調達協定を24条に細分化して規律の強化を図るなど、条文の改善・見直しも行われた。新政府調達協定は、旧政府調達協定で規定されていた内国民待遇原則及び無差別待遇原則並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等を基本的に引き継ぐとともに、以下のような点でその内容の充実・強化を図っている。

(a)適用範囲のサービス調達への拡大及び対象機関の地方政府・政府関係機関への拡大協定の適用

範囲が拡大されたことに伴い、所要の条文の修正が行われた。

なお、各国が対象とする具体的なサービス及び機関は協定の附属書に掲げられている。

(b)苦情申立手続

政府機関の調達手続に協定違反があったと考える業者が、苦情を申し立てることが可能となるような制度を整備することが新たに義務づけられた。提起された苦情は、裁判所又は調達の結果に何ら利害関係を有しない公正かつ独立した機関によって審査され、協定違反の是正、損害賠償等が行われることとなる。我が国の場合、新協定成立前の1994年から「政府調達に関するアクション・プログラム」に基づき苦情処理の体制が整備されていたが、1995年の新協定加入に伴い、政府調達に関する苦情処理体制の再整備を図るため内閣官房長官を本部長とする「政府調達苦情処理推進本部」を内閣府に設置するとともに、詳細な苦情処理手続を定めた上、具体的苦情処理機関として、学識経験者からなる「政府調達苦情検討委員会」が設けられた。具体的な苦情処理の例としては、2005年12月、東

日本旅客鉄道株式会社による社宅新築工事に関して、米国オーバーシーズ・ベクトル・インコーポレーテッド社からの苦情申立があったところ、苦情検討委員会はこの手続に基づいて検討を行った結果、「関係調達機関（JR 東日本）は、既に純粋な民間企業となっており、本来、協定等の適用対象から除外されて然るべきところであるが、現に協定附属書～から除外されていない以上、協定の適用対象とせざるを得ない。」とした上で、同社が入札要件として同種工事の実績や経験ある技術者の従事を求めたことは、工事の特殊性を鑑みれば妥当であったとして、本年1月、申立を排斥する報告が行われた。なお、地方自治体においても、それぞれの機関において苦情処理手続を定めることとされている。

(c) 紛争解決手続

新政府調達協定にかかわる紛争については、原則として紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）が適用されることが新たに規定された。DSUと異なる点としては、「調達」が迅速性を求められる手続であることにかんがみ、通常のDSUに規定されているパネルの審理期間を可能な限り短縮するという努力規定が設けられた点やクロス・リタリエーションが適用されないといった点（新政府調達協定に係る紛争においては、他の分野（サービス、TRIPS等）の協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動が認められず、逆に他の分野の協定に係る紛争においても、新政府調達協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動は認められない。）が挙げられる。

(d) 地方政府・政府関係機関に対する協定上の義務の軽減

新たに協定の対象となる地方政府・政府関係機関の負担を軽減するため、これらの機関につ

いては、簡素化された入札参加招請手続を利用することができるほか、統計報告義務が中央政府機関に比べ軽減されている。

(e) 民営化

民営化に伴って対象機関を附属書から除外する場合の手続が規定された。具体的には、政府調達委員会に民営化による除外が通報されたときに、他の加入国からの異議がなければ除外がそのまま認められ、異議があった場合は③の紛争解決手続によって解決を図ることができる旨規定されており、附属書の修正に伴う補償的な措置、即ち除外された機関に見合う新たなオファーが必ずしも義務づけられないこととされた。しかし、協定上「民営化」の定義が定まっていないこと等から、現実には、民営化した法人であるにもかかわらず、各国の異議申立によって協定の対象から除外することが出来ないという不都合が生じている（例えば、我が国の東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）や西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）は、政府の保有株式が全て売却され、その資本は全て民間の保有になったが、米国及び EC は、両社を政府調達協定の適用対象から除外することについて異議を撤回していない。）。このため、現在行われている協定の見直し交渉において、「民営化」の定義についての議論が行われている。

(f) オフセット

政府調達に関するオフセット（契約締結の見返りとしてローカル・コンテンツ、技術移転、投資、カウンター・トレード等を要求すること）が原則として禁止されることとなった。（旧政府調達協定では必ずしも禁止されていなかった。）

③協定の適用範囲の拡大

ガット第3条8項(a)（内国民待遇）において、

一部の限られたケースを除き「政府調達」全体が対象外となっている（注参照）ものの、新政府調達協定は、旧政府調達協定に比べ、その適用範囲、対象機関が広がった。しかしながら、全ての「政府調達」をカバーしているわけではなく、さらには、前述のように各国間で相互主義に基づく適用除外も設けられていることから、ガットの規律及び新政府調達協定の規律のいずれもが適用されない分野が依然として存在している（政府調達協定の基準額未満の調達、同協定が適用されない地方政府・政府関係機関による調達等）。今後、このようなガット・WTOの規律の及ばない政府調達分野を合理的な範囲で縮小させていくべきであろう。

（注）もっとも、ガット第17条2項後段は、政府が直接又は最終的に消費するための製品の輸入に関し、無差別待遇原則（non-discrimination treatment）の適用の例外となるものの、「他の締約国の貿易に対して公正かつ衡平な待遇（fair and equitable treatment）を許与しなければならない」旨規定しており、政府調達協定が適用されない政府調達に関しても、「公正かつ衡平な待遇」が義務づけられていると考えられる。

この規定は、米国の提案に基づくものであるが、政府調達に関しては無差別待遇原則をそのまま適用することはできないため、「公正かつ衡平な待遇」という用語を用いたものであると説明されている。

2. 最近の動向

①政府調達協定の見直し

政府調達協定では、協定発効から3年以内に新たな交渉を行うことが同協定第24条7項(b)に規定されており、1997年から政府調達委員会において、作業が開始されている。本見直しの内容としては、i) 協定の改善・手続の簡素化（適当な場合には情報に係る技術の導入を含む）、ii) 開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の撤廃、iii) 協定の適用範囲（調達機関等）の拡大が対象となっている。これら3つの項目については、同時並行的に作業が進められている。

i) については、1999年12月の第3回WTO閣僚会議までに作業を完了させることを目標に、1998年6月に作業計画案が策定され、政府調達委員会で検討が行われたが、各内容について合意には至らなかった。その後、2002年2月の政府調達委員会において、新ラウンドに合わせて2005年1月1日までに交渉を終了させるための作業計画等が了解されたが、結局期限までに合意に至らず、現在も検討が継続している。

また、ii) 及びiii) については現在一体的に検討が進められており、2004年7月、加盟国は、2006年1月までに交渉を完了させることを目標としたモダリティ（交渉の枠組み）について合意した。このモダリティは、加盟国が2004年11月末までに他の加盟国に対して協定適用範囲の拡大に係るリクエストを行うとともに、2005年5月1日までに自国の適用範囲拡大にかかる初期オファーを行い、その後リクエスト・オファーに基づいた二国間交渉を開始することとしていた。2004年12月以降、我が国をはじめ、米国、EU、カナダ、ノルウェー、香港、シンガポール、韓国、スイスの9ヵ国が初期リ

クエストを提出したが、オファーの提出は遅れており、2005年11月にEUが、12月に米国及びカナダが、今年1月に我が国及び韓国が初期オファーを提出し、2月から二国間交渉が開始されたところである。

②政府調達の透明性に係る合意策定に向けた動き

新政府調達協定の規律の内容は高度であり、手続的にもある程度の行政負担が課せられることから、途上国等は加入を躊躇する傾向にあり、新政府調達協定の加盟国は一部先進国に限られている。このように加盟国の拡大は重要な課題として意識されつつも、現実問題として、短期的な加盟国の大幅拡大は望みがたい状況にある。他方、政府調達の世界経済に占める重要性に照らし、できる限り広範なWTO加盟国の政府調達に適切な規律を及ぼすことが望まれる。特に、各国の政府調達手続の透明性の確保は、調達機会の確保、更には、内国民待遇等の諸規律を及ぼす上での大前提となるものであり、また、政府調達協定のような高度な内容を規定せず、調達手続の透明性の確保にとどまる合意の限度であれば、途上国も含めた広い参加が期待できる。

そこで、1996年12月、新政府調達協定への加盟国拡大を長期的な課題として位置付けつつ、並行的に、途上国を含む全てのWTO加盟国が参加する政府調達の透明性の確保に関する新たな合意を策定することが提案され、シンガポール閣僚会議において、その策定を検討するための作業部会の設立が決定された。

1997年に入って、同部会において政府調達の透明性に含まれるべき要素の検討から作業が開

始され、新たな合意の策定に向け、議論が継続されて、特に、1999年12月にシアトルで開催された第3回閣僚会議をひとつの目標として検討が行われてきたが、同閣僚会議では特段の合意に至ることなく終了したことから、その取り扱いについては、その後、更に検討がなされた。

これまで、新たな規律策定に対する途上国の慎重な姿勢が目立っていたが、その後の議論を経て、一部の途上国にもかかる合意の必要性につき理解も生まれ、2001年11月にドーハで開催された第4回閣僚会議における閣僚宣言では、途上国に対するキャパシティ・ビルディング

の必要性を考慮しつつ、政府調達の透明性に関する多国間合意についての交渉の態様について検討を開始することが合意されたが、2003年9月のカンクン閣僚会議においては、交渉の様態について合意できず、その後はほとんど進展が見られないまま、2004年7月の一般理事会で合意されたラウンド交渉枠組みにおいて、今次ラウンド中は、WTOの中での交渉化を目指さず、作業部会において引き続き検討を進める方針が確認された。なお、2005年は本件に関する作業部会は開催されなかった。

3. 主要ケース

現在も、いくつかの政府調達協定加盟国においては、政府調達協定の適応範囲外である可能性が高いものの、内外差別的であって協定の趣旨からは好ましくないとされるケースが散見されている。以下ではその主要なケースを取り上げる。

(1) 米国—マサチューセッツ州ミャンマー制裁法

1996年6月、マサチューセッツ州はミャンマー関連の商取引を行う企業との州契約を規制する州法を制定した。同州法は、州機関の調達において、①ミャンマーに主たる事業拠点・本社等を有している企業又はミャンマーで商活動、子会社保有等を行っている企業、②ミャンマー政府に融資等を行っている企業、③ミャンマー政府が主として取引をコントロールしている宝石・木材・石油・ガス及びその関連製品の輸入及び販売の促進に関わっている企業、④ミャンマー政府に対して何らかの製品及びサービスを提供している企業からの調達を制限する内容と

なっている。具体的には、上記要件を満たす企業リスト（Restricted purchase list）を作成し、当該リストに掲げられる企業は原則として入札が認められないこととされ、認められる場合にも当該リストに掲載されていない企業に比較して、入札に関し不利益な条件が課されることがあるものとされている。なお、当該リストに掲載されている企業は、約350社であり、そのうち日系企業は、約50社である。

マサチューセッツ州は、米国が政府調達協定でコミットしている地方政府機関37州の中に含まれ、政府調達協定の規律に服することとなる。同州法は、供給者の資格審査を定める政府調達協定第8条、または落札の基準を定める同協定第13条4項等に違反する可能性がある。さらに、同州法に基づいて、当該リストに掲載されている企業をそれ以外の企業と差別しており、内国民待遇原則及び無差別原則を定める政府調達協定第3条1項との整合性が問題となりうる。

我が国は、本件州法の政府調達協定との整合

性に関し、米国に対して繰り返し懸念を伝える一方、1997年3月には、政府調達協定上の情報請求を行った。その後も、同州法の協定整合化及び情報請求に対する早期回答を再三求めてきたが、そのいずれに関しても、米国政府の誠実な対応が認められなかった。本件に関しては、EUも我が国と同様の懸念を有しており、EU及び日本が1997年6月、7月に相次ぎ、米国に対して協議要請を行い、1997年中に3回の協議をEUとの共催という形で実施した。

その後、米国の国内事情、マサチューセッツ州議会日程等に配慮し、しばらくの間、米国の前向きな対応を見守っていたものの、事態の実質的な進展が図られなかったため、1998年9月にEUと共同歩調により、WTO紛争解決機関に対してパネル設置要請を行い、10月にはパネルの設置が決定した。しかしながら、その後、米国内での合衆国憲法との整合性についての国内裁判手続の中（後述）で、マサチューセッツ州法は、無効の状態とされたことから、我が国は、1999年2月にEUとともにパネルの検討の停止の手続をとったところ、本件パネルは、紛争解決了解（DSU）第12条12項の規定が、12ヶ月を超えてパネルが停止された際にはパネル設置の根拠を失う旨を定めていることから、2000年2月11日に消滅した。

一方、WTOにおけるパネル手続と併行して、米の民間団体である「全米外国貿易委員会（NFTC）」が、本件州法が合衆国憲法に抵触（憲法が定める連邦の外交特権と外国貿易権限を侵害）するとして1998年4月に連邦地裁に対し提訴を行った。これを受けて、1998年11月に連邦地裁は、本件州法の違憲判決を下し、本件州法を無効とした。マサチューセッツ州は、本判決について控訴するとともに、無効の差し止めを求めていたが、1999年6月に連邦控訴裁判所は、地裁判決を支持する旨の判決を下した。

これに対して、マサチューセッツ州は、連邦最高裁判所に上告した結果、2000年6月に、第1審・第2審を支持する形でマサチューセッツ州法を違憲とする判決が下された。

現在、マサチューセッツ州以外にも、米国内の複数の地方自治体（カリフォルニア州アラメダ郡ほか21市）において、類似の制裁措置等が制定されており、そのうちの多数の措置に、対象国と取引関係を有する企業からの政府調達を制限する類型が見受けられる。そのような状況において、上述の連邦最高裁判所における違憲判決は、個々の州の通商関連立法に伴い民間企業が直面する参入障壁の除去につながる意味で評価できる。また、対外関係に関し連邦法が専占する領域に関わる州法は違憲であるとした判断は、将来の州立法に対する抑止力になりうると評価できよう。

他方、2003年7月に米国連邦政府は、ミャンマー軍事政権が人権政策を改善し民主政策をとるまでの間、同国からの輸入を禁止し同国の米国内資産を凍結する法案を成立させており、今後とも注視していく必要がある。

（2）米国一国家安全保障例外

新政府調達協定第23条は、加入国が「国家安全保障」のために必要な措置をとることを妨げないとしており、各国が「国家安全保障」を理由として他国企業の応札を拒絶することを許容している（旧政府調達協定も全く同じ内容の規定を置いていた）。しかしながら、同協定には、具体的にどのようなケースにおいてこうした例外規定の適用が許容されるのかという点について明確な基準が設けられていない。

こうした中、米国の国内法令には、主として、①米国の国家安全保障を危険にさらさないため、機密情報へのアクセスを許可されていない人に機関のニーズを開示してはならないという

考え方や、②緊急時において外国産品に依存することがないように、米国の産業動員基盤を保護するため、国内企業から産品を調達しなければならないとの考え方にに基づき、「国家安全保障」をオープンな競争手続からの例外理由として掲げた規定が一般的に見られる。これらの規定については、上記協定上の安全保障例外に該当するか否か、個別に注視していく必要がある。

(a) 連邦調達規則 (FAR : Federal Acquisition Regulations)

FAR は、米国の政府調達に関する一般的な調達原則を定めたもので、入札招請から契約に至る完全かつオープンな競争手続を規定している（ただし、バイ・アメリカン法の適用は妨げられない。）が、「国家非常事態における製品・サービスの供給源維持及び産業動員基盤確保のために特定の供給源と契約しなければならない場合」や、「供給源の数を制限しない限り、機関がそのニーズを開示することによって国家安全保障が脅かされる場合」は、そのような競争手続に従わなくてよいとしている。

(b) 国防省調達規則 (DFARS : Department of Defense FAR Supplement)

DFARS は、FAR の補足事項を定めたものであるが、「国家安全保障プログラム下のいかなる国防省の契約も、当該契約を実行するために制限情報にアクセスする必要がある場合には、外国政府がコントロールしている機関の所有企業には付与されない」として外国企業を排除する規定を設けている。

(c) クリンガー＝コーエン法 (The Information Technology Management Reform Act of 1996)

本法は、ブルックス法 (The Brook Auto-

matic Data Processing Act) を廃止し、1996年2月2日に発効したものであり、米国政府機関によるコンピュータ、通信機器関連の製品及びサービスの効率的な調達を目的としており、これらの調達に関する全ての権限を行政管理予算局 (Office of Management and Budget) 他の行政機関に付与する旨規定しているが、ブルックス法と同様、「国家安全保障」に係わる国防省や CIA による調達については、本法の規定が適用されないとされている。

これら「国家安全保障」例外規定を適用するか否かの判断は、各機関の調達責任担当官に委ねられているが、その適用が新政府調達協定に整合するものかどうかを確認することは難しい。

「国家安全保障」例外規定の恣意的な適用により米国政府調達市場への外国企業の参入が不当に制限されるおそれがある。同規定の概念を明確化し、統一的な運用を確保していくことが必要である。

また、米国エネルギー省や NASA、国防省等が所管している研究開発施設等の運営や維持を民間企業や大学に委託する際に M&O 型契約 (Management and Operating Contracts) が締結されるが、このような研究開発施設等は、核兵器開発計画に端を発したものであり、「国家安全保障」の例外が適用されるとの理由から、一部の例を除き、M&O 型契約は FAR の下で要求される完全かつオープンな競争手続に従っていない。

現在、これらの研究開発施設等の多くは商用技術や軍事・民生両用技術の開発に係わる方向に変化しているが、米国は依然 M&O 型契約を競争手続の下に置く動きを見せていない（新政府調達協定においても、米国は、M&O 型契約を対象サービスから除外している）。これは、米国産業の競争力を改善する手段として「国

家安全保障」を理由に制限された競争を正当化しようとするものと考えられ、「国家安全保障」を「国家経済安全保障」に拡大していこうとするものであり、内外無差別を基本原則とする新政府調達協定の精神に反するものである。

(3) EU—公共4分野の調達に関するEU指令

1990年9月に発効した「水道、エネルギー、運輸、通信の4分野における公共事業機関の調達手続に関するEU指令」には、第三国に対して、EU統合による一方的利益を与えないため、①ローカル・コンテンツ条項（域外産品比率が50%を超える入札を拒否可能とする）、②域内産品優先条項（域内入札者のオファー価格が域外入札価格より3%以内の範囲で高くても域内入札を優先する）等の差別的な条項が含まれている。同規定は、公共調達分野においてEUと同分野の調達の開放が確保されていない国には相互主義の考え方に基づいて適用されることとされている。

米国は、この点について、1992年2月に、政府調達制裁条項（タイトルVII）に基づき、EUを「米国に対し差別的な調達慣行を維持する国」と認定し、EUと協議を行ってきたが、本指令が1993年1月1日に加盟国の実施（国内関係法令の整備）期限を迎えたことを受けて、同年2月1日、EUに対し、米国連邦政府によるEUからの政府調達のうち、政府調達協定の対象外の調達（ただし、国防関連等の調達は本件措置の対象から除外。）を禁止する旨の制裁措置を同年3月22日に発動するとの発表を行った。その後、制裁発動は延期され、米・EU交渉が継続された結果、同年4月21日に至り、重電分野（エネルギー分野）に関して米・EU間で合意が成立し、米国は同分野を制裁対象から外す旨を発表した。

しかし、同合意によるEU側の改善が部分的なものにとどまったため、米国は、同年5月23日から年間約2000万ドル規模の対EU制裁措置を発動した。これに対して、EUも、同年6月8日の理事会において、年間約1500万ドル規模の対米制裁措置を決定している。1994年4月13日に米・EU合意がなされたが、電気通信の調達については合意に達しなかったため、米国はEUに対する制裁措置を継続する旨表明し、1995年4月末に行われた米国のタイトルVIIによるレビューにおいて、制裁措置の継続及び新EU加盟国であるオーストリア、フィンランド及びスウェーデンの3か国への適用を発表した。これに対し、EU側も1995年6月中旬に米国の制裁措置に対する対抗措置の継続を決定している。その後、EUは米国に対し、EUの電気通信部門の自由化や政府調達に関する新指令の適用から電気通信部門を除外することにより、既存の制裁措置を相互に廃止することを提案し、更に2002年1月には、EU委員会が米国のタイトルVIIへの制裁措置を廃止する規則案を採択したが、同規則案は米国の制裁措置撤廃と同時に理事会により採択される予定であり、現時点で制裁措置はまだ有効となっている。

EUは、旧政府調達協定上、上記の公共市場4分野をその対象としていなかったため、上記EU指令の存在は同協定との整合性を直ちに欠くものではなかった。しかし、新政府調達協定の下においては、EUは、電気通信を除く3分野をオファーしており、その範囲では内外差別的な調達が是正される必要がある。この点、新政府調達協定の実施に伴い、EUは、一定分野の政府調達については、日本、韓国、米国等の原産品には、同指令を適用しない旨の指令を新しく制定している。しかし、協定の適用を除外しているもの、例えば我が国との関係においては電力及び近郊輸送の分野の調達に関しては、引き

続き同指令が適用されている。制度そのものが内外差別を行うものであることから、今後、EUがかかかる内外差別的な制度を自主的に撤廃していくことが期待される。

(4) カナダ—国内貿易協定における政府調達関連規定

カナダ各州は、米国のそれと同様に、様々なカナダ産品・自州産品優遇政策を維持していた。例えば、ある一定の水準（例えば3～15%等）までの価格差であればカナダ産品を優先的に調達する等がそれである。これに対し、1995年6月1日に連邦政府は、全10州（2003年には3準州も参加）との間で国内貿易協定（AIT-Agreement on Internal Trade）を締結した。同協定は政府調達分野における他州産品及び他州の供給者との差別の禁止を規定。これにより他州産品、他州の供給者との関係では州政府が価格優遇政策や差別的な技術仕様を設けることはできなくなったが、外国系企業、外国産品には同協定は適用されず、依然として差別的な取扱が維持され得る。また、同協定は、各州が特定のサービスや調達機関を協定の適用から除外することも例外的に認めている。1999年7月に、新たな協定が調印され、これまで例外扱いを受けてきた地方公共団体、教育委員会その他の公共の資金による学術、保険、サービスの組織による調達の一部についても、原則的に、調達過程において無差別、透明性、公正な調達手続き等が義務付けられることとなったが、依然として価格の差が10%以内の場合は国内供給者を優遇できるとしている点や、カナダ国内に十分な競争があるとみなされる場合又はその品質によりカナダ製品が認められると判断される場合は入札の対象をカナダ供給者に限定できる点で例外が認められている。

また、産業省は2004年12月、連邦政府およ

び州・準州政府が、政府調達の対象分野に政府系機関（the Crown Corporations、各政府において当該法律に基づき設立された法人）を含めることで合意したと発表した。この合意の下、カナダ国内の法人であれば、連邦および各州政府系機関の入札に参加できることになり、州政府系の機関は2005年1月から、連邦政府系の機関は2005年4月から入札が開放されたが、カナダに法人を有する外国企業には入札機会を与えられたものの、国内に法人を持たない外国企業は参加対象に含まれていない。

新政府調達協定については、当初、カナダ政府は、全州政府を対象とすべく国内調整を行い、マラケシュでの協定署名後18か月以内に地方政府機関及び地方政府関係機関に関する最終オファーを提示する意向を表明していたが、結局、州政府の同意が得られず、地方政府機関及び地方政府関係機関についてのオファーがないまま、協定発効に至っている。政府調達分野の自由化を一層推進するために、今後、可能な限り多くの地方政府機関及び地方政府関係機関の早期オファーを実施するとともに、上記内外差別的な制度の迅速な是正が期待される。